

防府市小規模修繕契約希望者登録要綱

平成24年1月20日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、市(上下水道局を除く。)が発注する小規模な修繕(以下「小規模修繕」という。)において、市内の小規模業者を積極的に活用することにより、その受注機会の拡大を図るとともに、本市経済の活性化を図ることを目的とする。

(対象となる契約)

第2条 小規模修繕の対象となる契約は、内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められる施設の修繕で、1件の予定価格が30万円未満のものとする。

(受注できる者)

第3条 小規模修繕を受注できる者は、あらかじめ小規模修繕契約希望者登録名簿(以下「登録名簿」という。)に登載された者とする。

(登録できる者)

第4条 契約希望者として登録することができる者は、防府市内に主たる事業所(本社、本店)を置く事業者(個人で事業を営んでいる者にあつては、防府市内に住所を有する者に限る。)とし、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 成年被後見人、被補佐人並びに破産者で復権を得ていない者
- (2) 防府市建設工事等競争入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登載されている者
- (3) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有していない者
- (4) 市税を滞納している者
- (5) 防府市暴力団排除条例第2条第2号に該当する者
- (6) その他契約の相手方として不適当と認められる者

(登録名簿への登載)

第5条 登録名簿に登載を希望する者は、小規模修繕契約希望者登録申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 防府市税の滞納のないことの証明書

- (2) 法人であつて、その代表者が市内に住所を有する場合は、当該代表者個人の防府市税の滞納のないことの証明書
- (3) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては住民票
- (4) 資格者等一覧表（第2号様式）
- (5) 誓約書（第3号様式）
- (6) 暴力団等の排除に関する誓約書（第4号様式）
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 登録申請の受付期間は、当該登録の有効期間の満了日の属する年において、市長が別に定める。

（登録名簿への登載）

第6条 市長は、前条の規定により登録の申請があつたときは、申請書類に基づき申請内容を確認し、登録名簿に登載するものとする。また、登録名簿は一般にも公開するものとする。

（登録の有効期間）

第7条 登録の有効期間は2年間とし、以後申請に基づいて改めて登録するものとする。ただし、登録の有効期間の途中で登録された者については、当該登録以後最初に到来する登録の有効期間の満了日までを有効期間とする。

（登録事項の変更等）

第8条 登録名簿に登載された者は、登録事項に変更があつたとき又は事業を廃止したときは、小規模修繕契約希望者登録事項変更・廃止届（第5号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

（登録の取消し）

第9条 市長は、登録名簿に登載されている者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 第4条各号のいずれかに該当した場合
- (2) 倒産又は破産した場合
- (3) 受注に関して不正又は不誠実な行為があつた場合

（登録者の取扱い）

第10条 市長は、登録名簿を発注担当課に情報提供するものとする。

2 発注担当課は、提供された登録名簿を小規模修繕の業者選定に活用するも

のとする。ただし、有資格者名簿に登載された者のうちから業者を選定することを妨げないものとする。

(前払金等)

第11条 小規模修繕については前払金及び部分払の対象外とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年2月15日から施行する。

2 この要綱による改正後の第5条及び第8条の様式は、平成28年度以降の登録名簿から適用し、平成27年度以前の登録名簿については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第 1 号様式

小規模修繕契約希望者登録申請書

令和 年 月 日

(宛先) 防府市長

防府市が発注する小規模修繕について、希望者登録を申請します。
 なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ありません。
 また、登録名簿を一般に公開することを承諾します。

| | | |
|----------------|-------------------------|--------|
| 所在地又は住所 | 〒747- (小学校校区名：) 防府市 | |
| フリガナ | | |
| 商号又は名称 | | |
| フリガナ | | 申請・使用印 |
| 代表者の職・氏名 | | |
| 電話番号 (携帯電話) | | |
| F A X 番号 | | |

※「申請・使用印」については、見積書や契約書に使用する印鑑を押印してください。
 なお、法人の場合は、代表者印を使用してください。

登録希望業種（「別表」から3業種以内を選択）

| 優先順位 | 登録希望業種 | 具体的な修繕の内容 | 許可・免許等を有する場合、その種類名称等 | 営業年数 | 対応の可否 | |
|------|--------|-----------|----------------------|------|-------|----|
| | | | | | 夜間 | 休日 |
| 1 | | | | | | |
| 2 | | | | | | |
| 3 | | | | | | |

- 希望業種の登録に際して、資格・免許等が必要な業種は、それらを有している場合のみ申請できます。（その資格・免許等を有することを証明する書類の写しを添付してください。）
- 夜間（午後8時まで）又は休日に対応可能な場合は、「○」を記入してください。

資 格 者 等 一 覧 表

商号又は名称

| 氏 名 | 年 齢 | 法令等による免許等 | | 実務経 験年数 |
|-----|-----|-----------|-------|------------|
| | | 名 称 | 取得年月日 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

※「法令等による免許等」の欄は、工事等に関する資格、免許等（2級管施工管理技士、第1種電気工事士等）を記載してください。

誓約書

年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所
氏 名

私は、成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ないもののいずれにも該当しないことを誓約します。

暴力団等の排除に関する誓約書

年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所
商号又は名称
氏 名
代表者生年月日 年 月 日
性 別 男 ・ 女

私は、防府市が防府市暴力団排除条例（以下「条例」という。）に基づき、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないようにするため、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約等から排除していることを認識した上で、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項と相違することが判明した場合には、契約解除等の防府市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

また、誓約事項の確認のため、防府市が山口県警防府警察署等に対し、関係情報の照会を行うことについて承諾します。

記

- 次のいずれにも該当いたします。
 - 代表者又は個人が条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）ではないこと。
 - 法人である場合の役員又は使用人若しくは個人である場合の使用人のうちに暴力団員に該当する者がいないこと。
- 1の各号に該当するものが条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

小規模修繕契約希望者登録事項変更・廃止届

年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所
商号又は名称
氏 名

下記のとおり 変更 ・ 廃止 したので提出します。

記

| | | |
|----------------------------------|--|--|
| 変更事項 (該当する 番号を○で 囲むこと。) | 1 所在地又は住所 2 商号又は名称 3 代表者の氏名 4 電話又はFAX番号 5 希望業種の追加、変更又は削除 6 その他 () | |
| 変更の内容 | 変更前 | |
| | 変更後 | |
| 変更年月日 | 年 月 日 | |

※ 希望業種の変更又は追加に際して、資格・免許等が必要な業種は、それらを有している場合のみ申請できます。(その資格・免許等を有することを証明する書類の写しを添付してください。)

(別表)

小規模修繕の希望業種

| No. | 業種 | 修繕等の例示 |
|-----|--------------|--|
| 1 | 大工 | 大工修繕、型枠修繕、造作修繕等 |
| 2 | 左官 | 左官修繕、モルタル修繕、吹き付け修繕、とぎ出し修繕、洗い出し修繕等 |
| 3 | 電気 | 構内電気設備・照明設備修繕、照明器具修繕、送配電設備修繕、受電盤・配電盤修繕等 |
| 4 | 管 | 冷暖房設備修繕、空調設備修繕、給排水・給湯設備修繕、厨房設備修繕、水洗便所設備修繕、ガス管配管修繕、ダクト修繕等 |
| 5 | ガラス | ガラス取付け等 |
| 6 | 板金 | 板金加工取付け修繕、建築板金修繕等 |
| 7 | 建具 | サッシ取付け、シャッター取付け、金属製・木製建具取付け、ふすま取付け等 |
| 8 | 塗装 | 塗装、ライニング、布張り仕上げ、路面標示等 |
| 9 | 内装 | インテリア修繕、天井仕上げ修繕、内装間仕切り修繕、カーテン・ブラインド修繕、畳・ふすま張替え等 |
| 10 | 土木関係 | 防護柵・遊具・交通安全施設・土工等修繕等 |
| 11 | 防水 | モルタル防水、シーリング、シート防水等 |
| 12 | 屋根 | 瓦・スレート・金属薄板屋根ふき修繕等 |
| 13 | タイル・れんが・ブロック | コンクリートブロック積み修繕、タイル張り修繕、れんが積み修繕等 |
| 14 | その他 | 上記以外 |